

仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱

(平成 18 年 6 月 6 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市指定地域密着型サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成 18 年仙台市規則第 55 号。以下「規則」という。）

第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定申請 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請をいう。
- (2) 指定申請予定者 規則第 2 条第 1 項に規定する指定申請手続きを行う者をいう。
- (3) 増設予定者 規則第 3 条第 1 項に規定する変更の届出を行う者のうち、認知症対応型共同生活介護を行う事業所の増設を行おうとする者をいう。

(事前申出)

第 3 条 事前申出の手続は、次のとおりとする。

- (1) 指定申請予定者は、指定申請前に、別に市長が定める手続きに従い、事業計画を示して、指定申請を行う予定であることを市長に申し出なければならない。
- (2) 増設予定者は、増設前に、別に市長が定める手続きに従い、事業計画を示して、増設を行う予定であることを市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出（以下、「事前申出」という。）は、地域密着型サービス等事前申出書（様式第 1 号）に、別に市長が定める書類を添付することにより行うものとする。

(事前申出者の要件)

第 4 条 事前申出を行なう者（以下「事前申出者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事前申出を行うことができない。

- (1) 法人でないもの（看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者を除く。）
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者

- (3) 健康保険法，船員保険法，地方公務員等共済組合法，私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料，負担金又は掛金（以下この号において「保険料等」という。）について，事前申出をした日の前日までに，これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け，かつ，当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり，当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が，当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者
- (4) 事前申出者（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者を除く。）が法第78条の10（第2号から第5号までを除く。以下この条において同じ。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され，その取消の日から起算して5年を経過しない者。ただし，当該指定の取消しが，指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して，この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く
- (5) 事前申出者（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者に限る。）が法第78条の10の規定により指定（認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され，その取消の日から起算して5年を経過しない者。ただし，当該指定の取消しが，指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して，この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く
- (6) 事前申出者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者と密接な関係を有する者を除く。）が法第78条の10の規定により指定を取り消され，その取消の日から起算して5年を経過しないとき。ただ

し、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く

(7) 法第 78 条の 10 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条 の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 78 条の 5 第 2 項 の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は法第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの

(8) 事前申出前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(9) 事前申出者の役員等が次のイからニまで、へ又はト（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事前申出者の役員等にあつては、次のイからハまで、又はホからトまで）のいずれかに該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第 2 号又は前号に該当する者

ハ 介護保険法、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申出をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者

ニ 法第 78 条の 10 の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条 の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの

ホ 法第 78 条の 10 の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特

定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

へ 第7号に規定する期間内に法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

ト 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(10) 第12条第3項の規定により事前申出の制限を受けている者

(事前協議事業者の決定)

第5条 事前協議の対象者(以下「事前協議事業者」という。)は次の各号に掲げる者とし、その決定は、地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(1) 事前申出者

(2) 仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱(平成9年4月1日健康福祉局長決裁。以下「施設整備補助金交付要綱」という。)及び仙台市夜間対応型訪問介護実施事業費補助金交付要綱(平成18年12月21日健康福祉局長決裁。)に基づく補助金を受けて地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)事業を実施する事業者

(3) 施設整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けて整備する事業と一体的に地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)事業を実施する事業者

(4) 別法人が運営する既存事業所を承継し、建物に変更を加えたうえで事業を開始する事業者

(5) 事前協議事業者としての決定を受けた別法人の事業を包括的に承継した等の理由により、事前協議事業者として決定することが社会通念上妥当と市長が認める事業者

2 市長は、事前協議事業者を決定する場合において、仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)に基づき、別に市長が定める予定整備量の範囲内で事前協議事業者の選定を行う場合がある。

3 前項の事前協議事業者の選定は別に市長が定める手続きにより行うものとする。

4 第2項の選定により、事前協議事業者に決定されなかった場合は、地域密着型サー

ビス等事前協議事業者選定結果通知（様式第3号）により事前申出者に通知するものとする。

- 5 市長は、第1項第2号から第5号に該当する者を事前協議事業者として決定するにあたり、あらかじめ事業計画書その他の必要と認める書類を徴することができる。

（事前協議事業者の決定の辞退）

第6条 事前協議事業者は、事前協議事業者の決定を辞退する場合は、地域密着型サービス等事前協議事業者決定辞退届出書（様式第4号）により、事前協議事業者の決定を辞退するものとする。

（決定通知書の決定の内容の変更）

第7条 事前協議事業者は、決定通知書に記載された事項について変更するときは、地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更承認書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更承認通知書（様式第6-1号）又は地域密着型サービス等事前協議事業者決定内容変更不承認通知書（様式第6-2号）により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

（事前協議）

第8条 決定通知書を受領した事前協議事業者は、地域密着型サービス等事前協議書（様式第7号。以下「事前協議書」という。）により、市長と事業内容及び施設整備に関する協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

- 2 事前協議事業者は、前項の協議の終了後、当該設置計画に係る地域住民への説明会を行わなければならない。ただし、増設予定者、夜間対応型訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の事前協議事業者は、この手続を省略することができる。
- 3 事前協議事業者は、前項の説明会において寄せられた意見その他地域住民の意見を当該事業計画に反映させるよう努めなければならない。

（事前協議済書の交付申請）

第9条 事前協議事業者は、前条に規定する手続き終了後、地域密着型サービス等事前協議済書交付申請書（様式第8号）により、事前協議済書の交付申請を行うものとする。

（事前協議済書の交付）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議済書（様式第9号）を交付する。

2 事前協議事業者は、前項の事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

（事前協議済事項の変更）

第11条 事前協議事業者は、前条の規定による交付ののち、事前協議済の事項について変更するときは、地域密着型サービス等事前協議済事項変更申請書（様式第10号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、事前協議事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議済事項変更承認通知書（様式第11-1号）又は地域密着型サービス等事前協議済事項変更不承認通知書（様式第11-2号）により、前項の規定による申請についての承認又は不承認の通知を行うものとする。

（事前協議事業者の決定の取消し）

第12条 市長は、事前協議事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事前協議事業者の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により事前協議事業者の決定を受けたとき
- (2) 事前協議事業者の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 事前協議済の事項及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 第4条第2号から第6号のいずれかに該当したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行った者に対し、期間を定めて申出の制限を行うことができる。

（事前協議を経ずに指定申請を行うことができる場合）

第13条 指定申請予定者は、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条から前条までの定めにかかわらず、指定申請を行うことができる。

- (1) 共用型認知症対応型通所介護の指定申請を行う場合
- (2) 別法人が運営する既存事業所を承継して事業を開始する場合であって、建物の変更を伴わない場合
- (3) 別に市長が定める手続により選定された地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定申請を行う場合
- (4) 現に運営する通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所の指定申請を行う場合であって、建物の変更を伴わず継続して事業を行う場合

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年6月6日から実施する。

附 則 (平成18年12月27日改正)

この改正は、平成18年12月27日から実施する。

附 則 (平成19年11月29日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年11月29日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成20年6月18日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成21年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われる案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この改正は、平成21年11月5日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱の規定は、この改正の実施の日以後に事前申出が行われ

る案件について適用し、同日前に事前申出が行われた案件については、なお従前の例による。

(実施期日)

この改正は、平成22年7月20日から実施する。

(実施期日)

この改正は、平成22年12月1日から実施する。

附 則 (平成25年6月7日改正)

(実施期日)

この改正は、平成25年6月7日から実施する。

附 則 (平成26年6月4日改正)

(実施期日)

この改正は、平成26年6月4日から実施する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

(実施期日)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年6月22日改正)

(実施期日)

この改正は、平成30年6月22日から実施する。

附 則 (平成31年4月24日改正)

(実施期日)

この改正は、令和元年5月1日から実施する。